

令和元年6月21日（金）
野洲市民病院整備事業特別委員会
政策調整部 市民病院整備課

医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約について

1. 目的

令和元年7月1日に市立野洲病院が開院し、市民等に対する医療提供を行うために必要となる土地、施設、医療機器、医療情報（患者情報）等について御上会野洲病院から引き継ぐための事業譲渡契約を締結する。

2. 契約締結日

令和元年5月29日

3. 事業譲渡日（第2条関係）

令和元年6月30日

4. 譲渡財産等（第3条関係）

- ◇ 病院運営（医療行為の提供）に必要な財産等＝市が引き継ぐ
（土地、建物、機器設備等の固定資産等）
- ◇ 御上会が6月末までに行った病院事業等に対する清算業務に必要な財産等＝清算法人が引き継ぐ
（現金・預金、未収金、未払金、買掛金、借入金等）
- ① 権利義務：病床数（199床）、患者情報（カルテ等）、本事業に関する契約
- ② 医療債務：野洲病院における医療過誤に関する紛争で未解決のもの
野洲病院における医療行為であって、譲渡日後に発覚した医療過誤
- ③ 御上会の清算終了時での残余財産（現金及び預金に限る。）
- ④ 別紙譲渡対象資産の一覧に示す資産等（土地、建物、機器設備等の固定資産等）

5. 譲渡対価（第4条関係）

無償による事業譲渡とする。

【H28.11 新病院開院準備の円滑化のための具体的方策及び御上会野洲病院からの資産等承継方法案について】

- ◎ 野洲病院から野洲市への事業譲渡に伴う対価は発生しないと思料され、「無償譲渡」という形態をとるものである。
- 御上会野洲病院は持分の定めのない「特定医療法人」であるため、対価の受領者が想

定できない。また、市から野洲病院へ多額の融資が行われており、その返還の見込みが立たないこと等から考えて事業譲渡は無償とする。

6. 民間金融機関から債務の取扱い（第5条関係）

御上会における当該債務については、市は引き継がない。

御上会（清算法人を含む）において対応する。

7. 職員の取扱い（第9条関係）

御上会の職員は、市は引き継がない。

6月30日をもって御上会の職員は退職

市は、市の採用手続を経た職員を新規に採用する。

8. 市債権の放棄（第16条関係）

地域医療振興資金（2019年6月30日現在、225,561,000円の見込み）について、野洲病院への清算終了時に債権放棄する予定である。

S60-62 野洲町（当時）から野洲病院へ運転資金として9億円の貸付

→当初の返済期限は、平成11年度であったが、過去8度の返済延長

H11 病院第3期増築工事に伴い民間金融機関からの借入金に対する野洲町（当時）の損失補償とともに元利償還金相当額を毎年補助（～H21：4/4、H22～：3/4）

H23.4 野洲病院から『新病院基本構想2010』として市に提案

→自力で病院施設や設備の充実させることは困難な状態であることを表明

↓

野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会をはじめ、現在に至るまで議会での議論、専門家の協力や市民参画を得ながら検討を進め事業を進めている。

今日まで野洲病院が担ってきた市内の中核的医療機関として、地域の重要な医療機能が確保されてきた。

9. 議会承認手続き

医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例（案）

以下の理由により、当該譲渡契約に限り、議会の承認を要する契約行為とするための条例を定めようとするもの。

① 当該譲渡契約は、無償譲渡としていることから議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得に該当しないものの、本市の将来にわたる政策の推進において極めて重要な契約行為である。

- ② 当該譲渡契約は、御上会野洲病院からの包括承継を基本とし、権利義務、固定資産等の本市が病院事業等を行う上で必要な資産と併せて医療負債や債権放棄に関わる事項も含まれている。